第二期武蔵野市市民活動促進基本計画の策定について

市民活動の促進と活性化を図り、市の市民活動支援のあり方について目標・方針等を示すため、現在の市民活動促進基本計画に続く第二期の計画を策定する。

1 計画期間

- ・計画期間は、長期計画との整合を図るため、令和4年度から11年度までの8年間とする。
- ・施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて計画の評価・見直しを行う (計画の中間年度での評価・見直しを想定)。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
計画	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
第六期 長期計画														
第 六 期 長 期 計画・調整計画			策定	策定	\									
第七期 長期計画							策定	策定						
第七期長期 計画·調整計画											策定	策定		
市民活動促 進基本計画														
第二期市民 活動計画		策定			\									
評価・見直し						▼評価 見直し								
第三期市民 活動計画									策定					
評価・見直し													評価 見直し	

2 策定方法

- ・策定委員会において計画素案を作成し、市長に答申する。
- ・策定委員会の補佐をするため、市職員のワーキングチームを設置する。
- ・市民活動団体の実態やニーズ、市の施策の効果・課題を把握するため、市民活動団体に対する アンケート調査を実施する。
- ・中間まとめの公表時(11月を予定)にパブリックコメントを実施する。